

県北保健福祉事務所保健医療福祉関係実習生受入要領

(趣旨)

第1条 福島県保健福祉部において、保健・医療・福祉に係る人材を養成する大学、高等学校、専修学校、各種学校等（以下「養成所」という。）からの依頼により、実務に係る研修を受ける者（以下「実習生」という。）を受け入れるに当たっての必要事項については、「福島県保健医療福祉関係実習生受入実施要綱」（以下「要綱」という。）に定められている。

本要領は、要綱に定める事項に加え、県北保健福祉事務所において、養成所からの依頼により、実習生を受け入れるに当たっての必要事項について定める。

(受入の手続き)

第2条 県北保健福祉事務所において実習生受け入れを希望する養成所は、要綱に定める各種様式その他、原則として、実習生受け入れの1か月前まで（実習事前打合せ前まで）に、下記書類を提出するものとする。

- (1) 実習要項等
- (2) 別紙1（実習事前アンケート）
- (3) 事故対応等の補償に関して、学生が加入している保険の写し

(服務)

第3条 実習生は、要綱第4条に定める事項その他、別紙2（実習上の注意事項）に定める事項を遵守し実習にあたるものとする。

(実習後の手続き)

第4条 実習目的の達成度等を確認するため、実習生は、実習最終日に、別紙3（実習後アンケート）を提出すること。

附 則

- 1 この要領は、令和6年3月13日から施行する。

実習事前アンケート

(養成所名：)

1 県北保健福祉事務所（県北保健所）の実習にあたって、学生が事前学習に活用しているものに○を付けてください。

- ① 当所業務概要 ② 当所ホームページ ③ 国民衛生の動向
④ 国民の福祉と介護の動向 ⑤ その他 ()

2 実習生が、県北保健福祉事務所（県北保健所）の業務等で確認したいこと、詳しく知りたいと考えていること（当所への質問等）についてご記入ください。

3 養成所が、実習中、特に指導に含めてほしいと考えている内容、希望等あればご記入ください。

4 その他、実習にあたっての要望等があればご記入ください。

実習上の注意事項

(1) 実習事前の準備

- ・各自実習目的を確認し、目的意識を持ち、実習に臨んでください。
- ・当所のホームページや配布された資料等を活用し十分な事前学習をしてきてください。

(2) 実習時間の厳守

- ・実習中は、指定された時間までに余裕を持って集合してください。
- ・実習時間に遅れる場合や欠席する場合は、県北保健福祉事務所に連絡してください。
TEL 024-534-4104 実習窓口 総務企画課
- ・往復路に事故等が起きた場合は、速やかに所属大学・学校及び上記に連絡してください。

(3) 実習中の服装・態度

- ・相手に不快感を与えないような服装を心がけてください。実習項目によって指示された服装、準備物などの用意をしてください。
- ・実習中は、当所職員の指示に従ってください。
- ・当事務所の利用者、職員に対しては挨拶をしてください。特に実習開始時や終了時に、実習生の代表が総務企画課に挨拶をしてください。
- ・実習中は、携帯電話の電源を切ってください。
- ・実習中は、ネームプレートを付けてください。
- ・来所者からの問い合わせ・相談等に関しては、実習生であることを告げて、当所職員に連絡してください。単独で判断し対応しないでください。
- ・実習中は、貴重品を持参しないようにしてください。また、貴重品の管理は、各自で行ってください。
- ・当所は、敷地内禁煙ですので、御協力ください。

(4) 守秘義務

- ・実習中に知り得た利用者のプライバシーに関することは、口外しないでください。また、実習後においても守ってください。

(5) その他

- ・実習記録を記載し、実習終了時間までに提出してください。
- ・駐車・駐輪場はスペースが限られるため、公共交通機関を利用してください。

